

最低賃金額以上になっているか？（月給制の場合）

【質問】

新卒で入社して数か月になります。学生時代にしていたアルバイトは時給だったので、最低賃金額を下回っているかどうか分かりやすかったのですが、今は月給制となり色々な手当も付いています。どうやって確認をすればよいのでしょうか。

【答え】

月給制の場合は、月給額を時間額に換算して最低賃金額と比較します。

$$\text{月給} \div \text{1か月の平均所定労働時間}^{*1} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$$

※1 所定労働時間：労働契約や就業規則等で定められた労働時間のこと。残業時間は含まれない。
1か月の平均所定労働時間：(年間労働日数×1日の所定労働時間)÷12

例えば鳥取県で働いているAさんの場合で見てみましょう。

Aさんの給与	基本給 115,000 円、通勤手当 5,500 円、時間外手当 8,928 円、資格手当 5,000 円	合計 134,428 円
	年間労働日数…252 日 1日の所定労働時間…8 時間	1か月の平均所定労働時間 168 時間

- ① Aさんに支払われた賃金のうち、最低賃金の対象とならない賃金【平成26年12月号参照】を除きます。資格手当は対象になりますが、通勤手当と時間外手当は算入しないので、
 $134,428 \text{円} - (5,500 \text{円} + 8,928 \text{円}) = 120,000 \text{円}$
- ② この金額を時間額に換算すると
 $120,000 \text{円} \div \text{1か月所定労働時間 (168時間)} \approx 714 \text{円}$

となり、平成27年10月4日からの鳥取県の最低賃金(693円)以上になっていますので問題ありません。(平成26年10月8日以降の鳥取県の最低賃金は677円でしたが、平成27年10月4日以降は16円引き上げられ693円になりましたのでご注意ください。)

なお、下表の産業に該当する事業所で働く労働者には、それぞれの**特定(産業別)最低賃金**が適用されます。

特定(産業別)最低賃金	時間額	発効年月日
鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	743円	平成26年12月25日
鳥取県各種商品小売業 ^{※2}	700円	平成26年12月13日

※2 各種商品小売業には百貨店・総合スーパー等が該当し、コンビニエンスストア・ドラッグストア・ホームセンター等は該当しない。

仮に、Aさんが電子部品を製造している鳥取県内の会社で働いていた場合は、特定(産業別)最低賃金(743円)に満たないので、最低賃金法違反となります。最低賃金を上回るよう、会社に改善を求め、解決しない場合は労働基準監督署に相談しましょう。

※次の労働者については都道府県労働局長の許可を受けた場合、最低賃金の減額特例が認められています。

- ①精神、身体の障害により著しく労働能力の低い方 ②試用期間中の方 ③認定職業訓練を受ける方のうち一定の方 ④軽易な業務に従事する方 ⑤断続的労働に従事する方

【ワンポイントアドバイス】

- ❖ 月給制の場合は、総支給額から対象外の賃金を除き、時間額に換算して適用される最低賃金額と比較します。
- ❖ 特定の産業で働く労働者には、特定(産業別)最低賃金が適用されます。地域別最低賃金よりも金額水準が高く設定されています。